

国立大学法人信州大学とUiPath株式会社の 業務自動化推進に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下、「信州大学」という。）とUiPath株式会社（以下、「UiPath」という。）は、次のとおり業務自動化推進に関する協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が包括的な連携のもと、双方の資源を有効に活用することにより、教育、研究及び産業等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 自動化プラットフォームに関する以下の事項を行うものとする。

- (1) 教育・人材育成に関すること
- (2) 活用に関すること
- (3) 地域社会におけるDX推進への貢献に関すること
- (4) その他両が必要と認める事項

2 信州大学は、前項（1）～（4）について検討及び支援するUiPath側の責任者を信州大学のアドバイザーとして任命する。

（実施内容）

第3条 前条に掲げる連携事項の具体的な実施内容及び条件等は、双方において協議の上別途決定するものとする。

- 2 前項の合意内容は必要に応じて書面にて取り交わすものとする。
- 3 連携事項の実施内容の選定にあたっては、本協定の目的の達成に資するよう配慮するものとする。
- 4 両者は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、前条に掲げる連携事項の具体的な実施の一部を、自己の関係団体及び関係法人（関係会社を含み、以下同様。）に実施させることができる。その場合、両者は本協定に定める自己の義務を当該関係団体及び関係法人に遵守させるものとし、当該関係団体及び関係法人による行為について責任を負うものとする。

（秘密等の保持）

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方に関して知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後3年間は、第三者（第3条第4項の「自己の関係団体及び関係法人」であって、本条と同等の守秘義務契約を締結した場合を除く。）に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

（その他）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者それぞれが署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年4月25日

国立大学法人信州大学長

中村宗一郎

UiPath株式会社
代表取締役CEO

長谷川康一